

三種町教育委員会告示第12号

三種町立統合小学校に係る校章デザイン募集要領を次のとおり定める。

令和7年6月27日

三種町教育委員会

教育長 藤 田 良 博

三種町立統合小学校に係る校章デザイン募集要領

(趣旨)

第1条 この告示は、森岳小学校及び金岡小学校並びに浜口小学校及び湖北小学校の統合に伴い、令和9年4月に開校する山本地域統合小学校（山本小学校）及び八竜地域統合小学校（八竜小学校）（以下、「各校」という。）の校章を制定するため、デザインの募集に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集期間)

第2条 募集期間は、令和7年7月1日から令和7年8月12日までとする。

(募集条件)

第3条 募集条件は、次のとおりとする。

- (1) 学校名や由来がイメージでき、新設校としてふさわしいものであること。
- (2) 既存校の校章を使用しているものでないこと。使用が疑われる場合は、無効とする場合がある。
- (3) 応募者の未発表かつオリジナル作品であること。
- (4) 第三者が著作権等の権利を有する著作物等を利用しているものでないこと。引用が疑われる場合は、無効とする。
- (5) 白黒の2色でデザインすること。
- (6) デザインの説明は必ず記入すること。未記入の場合は無効とする場合がある。

(7) 画材は自由とする。ただし、にじみ・ぼかし・かすれなどの表現は避けること。

(8) 縮小した場合でも視認できるデザインであること。なお、縮小の最小幅は10mm程度とする。

(9) AIにより作成したデザインの応募は禁止とする。

(10) 応募は各校とも、1人1点までとする。

(応募資格)

第4条 応募資格は、次のいずれかとする。

(1) 三種町に住所を有する者

(2) 町外に住所を有する者のうち、三種町内の小・中学校に在籍する児童生徒又は教職員

(応募方法)

第5条 応募方法は、次のとおりとする。

(1) 専用の応募用紙を使用すること。

(2) 応募は持参、郵送、FAX及び電子メールのいずれかとする。ただし、いずれも募集期間最終日まで必着とする。

(3) 電子メールの場合、応募用紙データの所定の欄に画像を貼り付け、ワード又はPDFのファイル形式で提出すること。ただし、ファイルの容量は5MB未満とする。

(4) 応募先及び問合せ先は、三種町教育委員会とする。

〒018-2104 三種町鹿渡字東二本柳29番地3 三種町教育委員会
事務局

TEL: 0185-87-2113 FAX: 0185-87-3052

Mail: kyoui-togosuishin@town.mitane.akita.jp

(募集周知)

第6条 募集の周知は、次のとおりとする。

(1) 町の広報紙及びホームページに掲載し、広く住民への周知を図るものとする。

(2) 応募用紙は三種町役場、琴丘地域拠点センター及び山本地域拠点センターに備え置く。

(3) 三種町内の小・中学校の児童生徒には、学校を通じて応募用紙を配布する。

(応募作品の取扱い)

第7条 応募作品の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 応募作品は、作品の一部を補作又は修整して他の作品と組み合わせる場合がある。

(2) 応募作品は、彩色する場合がある。

(3) 応募作品は、返却しない。

(選考方法)

第8条 候補となる校章デザインを「三種町立小・中学校統合検討委員会」が、各校それぞれ数点選考し、「校章選考委員会（仮称）」で各校の原案を決定する。

(結果発表)

第9条 結果発表の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 選考の結果は校章デザイン決定後、速やかに発表する。

(2) 候補として採用された校章デザインを応募した者には、記念品を贈呈する。

(著作権等)

第10条 応募作品に関する一切の権利は、三種町教育委員会に帰属する。

(その他)

第11条 この告示に定めのない事項、その他疑義が生じた場合は、三種町教育委員会又は三種町立小・中学校統合検討委員会で協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年7月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、募集に関する一切の事務を終了した日限り、その効力を失う。